

平成27年第3回和水町議会臨時会会議録

平成27年6月1日平成27年第3回和水町議会臨時会を議場に招集された。

1. 平成27年6月1日午前10時15分招集

2. 平成27年6月1日午前10時15分開会

3. 平成27年6月1日午後0時27分閉会

4. 会議の区別 臨時会

5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1番 生山敬之	2番 森潤一郎	3番 蒲池恭一
4番 豊後力	5番 荒木政士	6番 松村慶次
7番 小山暁	8番 高巢泰廣	9番 庄山忠文
10番 池田龍之介	11番 杉村幸敏	12番 笹淵賢吾
13番 荒木拓馬	14番 杉本和彰	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 松尾裕二 書記 前田聡子

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長 福原秀治	教育長 小出正泰
総務課長 高木洋一郎	総合支所長 兼農林振興課長 有富孝一
まちづくり振興課長 池本文雄	税務住民課長 山下仁
健康福祉課長 今村裕司	商工観光課長 坂本政明
住民課長 石原民也	学校教育課長 吉田収
社会教育課長 豊後正弘	町立病院事務部長 堤一徳

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第2号 専決処分の承認について

(和水町税条例等の一部を改正する条例)

日程第4 承認第3号 専決処分の承認について

(和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

- 日程第5 承認第4号 専決処分の承認について
(平成26年度和水町一般会計補正予算(第11号))
- 日程第6 承認第5号 専決処分の承認について
(平成26年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第3号))
- 日程第7 承認第6号 専決処分の承認について
(平成26年度和水町介護保険事業会計補正予算(第3号))
- 日程第8 承認第7号 専決処分の承認について
(平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算(第4号))
- 日程第9 議案第39号 平成27年度和水町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第10 報告第1号 平成26年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第11 閉会中の継続調査について(各委員会)

開会・開議 午前10時15分

○議長(杉本和彰君) 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

ただいまから、平成27年第3回和水町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(杉本和彰君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において6番松村慶次君、7番小山暁君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長(杉本和彰君) 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

2番 森 潤一郎君

○2番(森 潤一郎君) 2番の森です。私は今回のこの臨時会の招集にあたりまして、意見を述べさせていただきます。と申しますのは、先ほど全協がございまして、その中で議運の委員長の方から招集案件の27年度和水町一般会計補正予算第1号、このことについての取り下げ云々があって、議運の中で福原町長が陳情されたということをお聞きしましたので、発言しようかな、どうかなと迷ったところなんですけど、議運の委員長の了解をいただきまして、あえて発言を申し

上げたいと思います。と申しますのは、20日のこの案内をいただきまして、私なりに学校一般会計補正予算(案)いっしょにこの臨時会の前協議会の案件をいただいておりますので、菊水区域の小中学校施設改修関係について説明があるんだと、あるいは出るんだということで私なりに目一杯調べましたし、お尋ねをする文の用意をしておりました。ただ、今日議運の委員長からこのことは取り下げられて、云々ということで、そしてまた町長の方からも説明がございまして、いわゆる自分としては緊急を要する事項という判断をして、なさるつもりだったけど、いわゆる執行部の都合で取り下げたという説明もございました。ただ、やっぱし定例会、年4回の定例会、そしてこの臨時会これは議員必携あたりもながめとりまして、議会の議決を要する案件があって、次の定例会までに待つわけにいかないような場合は、これは臨時会の招集は必要であるというふうに載せてありますし、私も当然そうだろうと思います。ただ、この開催通知をもらえば議員としまして、いろんな角度からいろんな勉強をせないかんし、またそれが私たちの仕事ですから、今回の臨時会に臨む準備をするわけですね。そういう中で、私の方で感じたこと。これ学校の問題以外は、定例会の方に回して審議してもいいんじゃないのかなというような案件に思われてしょうがなかったわけです。ですから、どうしてどの案件をどういう理由で臨時会開催の理由となったのか、ここでもう一回あえてお聞きができればありがたいなというふうに思って発言をしました。以上です。

○議長（杉本和彰君） しばらく、休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時23分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 森議員の御質問といたしますか、について御答弁申し上げます。御指摘のとおりですね、学校の統合事業ということが御案内のとおり非常に時間も切迫をいたしております。ですから、当然一刻も早くですね、御提案申し上げて御審議をお願い申し上げたいという気持ちで進めてまいりました。ただし、仮に議案として提示いたしました時に表面上の金額は設計の部分でありますので、そう大きくはありませんけども水面下の事業費と、あるいは事業内容という部分につきまして、大きな部分がありますものですから、これを一旦臨時会でということで、考慮はいたしましたんですけども、これを1日やそこらのですね、臨時会で御審議いただくのもいかがなものかと。議運で議会軽視じゃないかと。愚弄しているのではないかとというような御指摘を受けました。ただ、私の思いとしましてはですね、逆にこれを強行的にですね、議案として上げました場合にですね、御審議、提案に対して御審議いただく時間というのもですね、当然とってしかるべきと思っておりましたので、今朝ほどの全員協議会で概要の説明を申し上げまして、

定例会で提案させていただくのが、筋ではないかというふうに思いを変えまして、今回取り下げというんじゃなくてですね、定例会に回させていただいたという経緯がございます。それから緊急性を要するかということにつきまして、今回提案させていただいております議案に対しましてですね、議運でも御説明申し上げましたけれども、請求通知がいつ来るかわからない、来たら即間髪をおかずに対応しなくちゃいかんというような事がございますので、この議案については、定例会に先駆けて御承認をいただいておりますということで、今回の提案をさせていただきます。うそ偽りのないところがそういうところがございます。

○議長（杉本和彰君） 御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 承認第2号 専決処分の承認について

（和水町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（杉本和彰君） 日程第3、承認第2号「専決処分の承認について(和水町税条例等の一部を改正する条例)」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 山下 仁君

○税務住民課長（山下 仁君） それでは、承認第2号和水町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決する必要性がありましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。今回の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、第189回国会において平成27年3月31日に可決、成立し、同日に公布されました。関連します政令、省令もそれぞれ公布されいづれも原則として、平成27年4月1日に施行されることに伴い、改正したものでございます。今回の改正は地方税法施行令の改正に基づくものでございまして、项目的に見ますと、まず軽自動車税でございますけれども平成27年度に新規取得する一定の環境性能を有する軽四輪等についてその燃費性能に応じたグリーン化特例が創設されました。また、二輪車にかかる税率の引き上げ時期が平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延長されることになりました。次に、個人住民税関係では、ふるさと納税について現行の特例控除の上限を住民所得割の1割から2割に引き上げられたこと、また、ふるさと納税ワンストップ特例が創設されたこと、それから、消費税率10%への引き上げ時期が平成29年4月1日へ変更されることに伴い、住宅ローン減税の拡充等の措置については対象期間が平成31年6月30日まで1年半延長されました。その他の税につきましては、町たばこ税について旧3級品の紙巻たばこにかかる特例税率が段階的に廃止されることになりました。その他の改正は、法律改正に伴う表現の変更や条文のずれ修正に関する改正、言い換え等と形式的な改正でございます。それでは、お手元に配布させていただいていると思いますけれども、新旧対照表をお開きください。17ページをご覧ください。附則第7条の3の2の改正です。これは個人住民税における住宅ローン制度の適用期限の1年半延長を行ったものでございます。それから、同じページ

から次のページにかけまして、第9条と次のページの18ページの第9条の2が個人町民税の寄附金控除にかかる申告の特例として、ふるさと納税の申告特例等について規定したものでございます。少し飛びまして、25ページをお開きください。この附則第16条は法規定の新設に合わせまして、軽自動車税の税率の特例を新設したものです。内容としましては、平成27年度に新しく取得した一定の環境性能を有する軽四輪等についてその燃費性能に応じ、グリーン化特例の導入を行うとともに、二輪車にかかる税率の引き上げ時期を平成28年4月1日に1年延長することになったことに伴う改正です。グリーン化特例につきましては、平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車について平成28年度分の軽自動車税に限りそれぞれ軽減されることになったものです。それから、27ページをお開きください。附則第16条の2については、たばこの税率の特例の廃止に伴い削除したものでございます。以上が平成27年の税制改正に伴う和水町税条例の一部改正でございます。次に、和水町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例です。30ページをお開きください。附則ですけども、第1条と第4条は平成27年度以降の軽自動車税について適用することとされていた原動機付自動車及び二輪車にかかる税率についての適用開始時期が1年延長されることに伴う措置でございます。グリーン化特例と初回車両番号指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の重課は平成28年度以降の年度分の軽自動車について適用するというものでございます。

恐れ入りますけども、改正する条例の方をお開きください。改正分の8ページでございます。第1条に施行期日を平成27年4月1日とするとともにそれ以降の施行の期日につきましては、第1号から第4号に規定しているところでございます。

それから、11ページのたばこ税について説明します。11ページをお開きください。これにつきましては、平成22年10月のたばこ税率の引き上げに伴う小売定価の大幅な引き上げ以降紙たばこの販売数料が低下する中、低価格で販売されている紙たばこ3級品についてはその販売数料が急増してきまして、紙たばこ3級品を取り巻く環境が変わってきたことに鑑みて紙たばこ3級品にかかる国及び地方たばこ税の特例税率を平成28年4月1日から廃止することになりました。これに伴う激減緩和等の観点から経過措置をとることとなったものでございます。

以上で承認第2号和水町税条例等の一部を改正する条例専決処分についての説明を終わります。御審議の上御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 今、税務住民課長からですね詳しく説明がありましたけども、これによって町の税収はどのようになるのかをお聞きしたいと思います。概算でいいですよ。もちろん概算ですけど、どのようなことになっていくかの概算の数値があれば、されてるか、どこまで、説明いただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 山下 仁君

○税務住民課長（山下 仁君） 軽自動車税が台数が増えれば増加傾向にありますし、またこの特例が一部実は昨年輕自動車については1.25倍たとえば軽四輪貨物といえは4,000円が5,000円になってそれが施行されるようになっておりましたけども、いろんな環境の中から減税されるというところでございまして、今時点で言う金額についてはまだはじいておらんところでございまして、増加要因と減額要因とありまして今の時点でするのがちょっと厳しい面もございまして、答弁になりませんが以上でございまして。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） うちの70億からの一般会計予算の中で20%が自主財源という中でですね貴重な財政であります。まあ、そこらへんはですね税務住民課長としてはですね、しっかり把握するべきだろうと思いますんで、よかったですねそういうことを出していただいて、議員の方にもですねしっかりお知らせしていただきたいとちょっと苦言も言いながらよろしく願います。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 山下 仁君

○税務住民課長（山下 仁君） 今、課税をやっておりますのでそのあと速やかにですね、そういったふうなことを調べていきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 今説明がありましたがいくつもあつたんですね、その中でお尋ねしますが、増税分、町民にとってですね増税になる部分と減税になる部分について伺いたいと思っております。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 山下 仁君

○税務住民課長（山下 仁君） はい、たばこについては先ほど紙巻たばこの3級ということをお申し上げしましたが、わかばとかエコーとかいうなんか6品目だそうなんですけども、そういうのは平成22年に上げられた時には抑えられとったという経緯でございまして、その関係がそういうのを吸われている方は上がると思います。それから、軽自動車税についてはいわゆる今年度からスタートする予定がこの今年度いわゆる27年度1年間に新しく新車を購入した場合には、28年度分に限り燃費性能に応じてですね、まあ3段階になっておりますけども、そのとこで軽減になります。それから、個人住民税ということではいわゆるふるさと納税ですけども、その件について控除の算式の方法で1割だったのが2割に上げられるということでございまして。それから、新規に家屋を住宅を建てた場合に住宅ローン減税というのがありますので、それが29年の12月までやったつが1年半伸びまして、31年の6月30日まで伸びということで、いわゆる31年の半年間ですか1年半がそういったところで適用が延期されたことにつきまして若干の軽減になっていくと、大

まかに言うとそういうところでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 全てについては話がなかったと思うんですが、軽減という部分と増税ですね、増税になる部分ですね、軽自動車関係で14年以降のですね、それについての若干ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 山下 仁君

○税務住民課長（山下 仁君） はい確かに、軽自動車の14年を超える分についてはですね、普通車がたしか13年以降だったと思いますけども、それについてはちょっと車税が高くなっていきます。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 町民の暮らしが大変な時ですね、こういった国会で通ったということでの、税条例の改正ということではあるかと思うんですが、車の軽自動車ですね、14年以降使っている人からの増税とか、ほかにも幾つか述べられましたけども、こういったことでは住民の負担増にも繋がるということにもなりますので、私は反対の態度を表明しておきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

この採決は、起立によって行います。

承認第2号専決処分の承認について、和水町税条例等の一部を改正する条例は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

日程第4 承認第3号 専決処分の承認について

(和水町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例)

○議長（杉本和彰君） 日程第4、承認第3号「専決処分の承認について(和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 山下 仁君

○税務住民課長（山下 仁君） 承認第3号和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する必要がありましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めますのでございます。

今回の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、第189回国会において平成27年3月31日に可決、成立し、同日に交付されました。関連します政令、省令もそれぞれ公布され、いずれも原則として平成27年4月1日に施行されることに伴い、改正するものでございます。今回の改正は、地方税施行令の改正に伴うものでございまして、国民健康保険税条例関係では、平成26年度の税制改正と同様に課税限度額の見直しと、軽減判定所得の見直しの2点が行われました。

それでは、恐れ入りますけれども新旧対照表をご覧ください。第2条第2項但し書きの中に51万を52万に改正、同条第3項但し書きの中に16万を17万に改正、同条第4項但し書きの中の14万を16万に改正するものでございます。

それから次に、軽減にかかる部分です。第23条と書いてあります。

それから次のページにあっていたようですが、この第23条中に51万を52万に、16万を17万に、14万を16万に改めるものでございます。併せて、同条第2号中の「24万5,000」を「26万」に、同条第3号中の「45万」を「47万」に改めるものでございます。

それから附則ですけれども、改正する条例の本文をご覧ください。

附則第1条としまして、施行期日は27年4月1日としております。

第3条に和水町健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正として、附則第1条に但し書きを加え施行期日を28年1月1日としたものでございます。

以上で承認第3号、和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決についての説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君） これで、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 今、説明がありましたが、国保税のですね、基礎課税額51万から52万円、1万円のアップと、それから後期高齢者支援金等課税額これが16万から17万円に1万円のアップと、それから介護給付金課税額これが14万円から16万円に2万円のアップと、それから山林所得関係所得額この関係が24万5,000円から26万円、1万5,000円のアップと、それからその下も45万

から47万円、2万円のアップというふうにしてすべて最高課税額のアップという形で提案されているかと思えます。

これは先ほど説明がありましたように、国会ですら3月31日可決されて公布されたという説明でした。ここで、二つほど聞きたいんですが、一つはですね、最高限度額引き上げで負担増は何人になるのかと、このことについて1点。

それから二つ目に、最高限度額以外の下の方の所得の人たちについては、アップするのかどうか。その2点についてお聞きします。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 山下 仁君

○税務住民課長（山下 仁君） 限度額世帯につきましては、少しこう流動的なこともございますけども、最新の27年5月8日現在の月次報告によりますと、今15世帯ございます。

その方は、いわゆる50万ちょつきりとかいう人もおられるかもしれませんが、基本的にはその部分が上がることとなります。

それから23条の方は、軽減判定所得の見直しということで控除を多く入れるということですので、基本的にはそちらは下がることとなります。いわゆる今回は、5割世帯と2割世帯ですけども、7割世帯まで入れるとですね、今年の先ほど言いました、5月8日現在では全体の1,793世帯のうち1,172世帯ということで、そういう方についてはなりすまし5割と2割ですので、そこに限定すれば545世帯がですね、該当するということとなりますので、そっちは負担が軽減されるということとなります。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 今の答弁では結局最高限度額が上がる人もいれば、まあ同じような人もいたりとか、軽減される世帯も所得に応じてもそうだと思いますけれども、そういうふうな答弁だったと思います。しかしですね、最高限度額が上がるということになれば全体的にですね上がっていかざるを得ないような、状況になっていくんじゃないかなというふうに思いますので、この提案については、私は反対の態度を表明しておきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 今ですね、共産党の笹淵議員が言われましたけども、私もですね、よかったら町民の軽減になるように、上げないことに越したことはないと思ってます。

そんな中でこれが上げたことによってですね、交付税措置に頼ってる、我が町のそれに対しての国から、県からのペナルティはどういうふうになるのか、そして町長は提案者になってますけども、立候補されるときのマニフェストの中に一時的に軽減をしたいと言われてますけども、その整合性ですね、そこに対してどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） マニフェストの場合はですね、検討するという事にいたしておりました。今後引き続き検討をして参りたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

税務住民課長 山下 仁君

○税務住民課長（山下 仁君） 地方交付税、いわゆる普通交付税が中心となると思いますけども、そのことについては財政主管、課長とちょっと協議させていただきたいと思います。

また財政担当のいわゆる普通交付税につきましては、いろんな基礎通知の報告とかございますので、そういうのがどういったふうに連動するか、ちょっとここでは把握しかねておりますのでそういうことでよろしくお願ひします。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 町長もですね、よかことばかり言って町民に約束してからですね、結局ならいつ、何回ぐらいそういう暫定的に安くするような会議をされたのか、今まで何回されたのか。それとですね、共産党の笹渕議員が度々ですね、そういうことを言われますけども、そういうことをですね、しっかり事務局としてはですね、なぜこれを私もですね、町民の立場から考えればそりゃ負担はかけさせたくない、はっきり言ってですね。町民の皆さん方に。しかし、これは仕方ないんだというふうにて僕は認めてきているわけです。

だからそこらへんはですね、住民課長としてですよ、執行部として、そがんことはしっかりと把握した上で上程もしていただきたいなと思いますんで、何回くらい会議されたのかお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 具体的にですね検討はいまだいたしておりません。今後できるものであれば、検討していきたいと思います。また、ペナルティについては当然交付税に影響してくる部分があると思いますので、その辺も含めて検討はさせていただきたい、そういうふうに思っております。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 私はですね、3月の定例会の折に、辞職勧告決議案に賛同者としてですね、名前を連ねさせていただきましたし、またそれに対して採決の折にですね、あなたは不適切だということで、辞職勧告決議案を賛成多数でした一人としてですね、やっぱりマニフェストということはですよ、町長、どういう重きをもってですね、選挙で選ばれた我々はですよ、それに対しての責務、しっかり自覚していただきたいと思います。まだ会議もしていない、おかしくないんですか、はっきり言って。

高齢者の方々が、やっぱり苦しい思いの中で税金を納めてられる、私もですね、共産党の笹渕議員のように言いたいですよ。だけど、できないとはできないんですよ。それは負担をしていた

だかねばしょうがないというのが、どうしてもあるから我々は納得してこれに認めるわけですよ。それをしっかり自覚していただいてですね、ちゃんと約束したことは守ってください。町民との約束なんですよ。なし崩しになってるじゃないですか。なし崩しが抽象的だと言う人もおられますけども、ですね、そういうことを守ることが我々選挙から選ばれた、発言力をいただいた町長ではないのでしょうか。議員でないのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御忠告、御助言としてしっかり受け止めてまいります。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。

この採決は、起立によって行います。

承認第3号、専決処分の承認について、和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

日程第5 承認第4号 専決処分の承認について

（平成26年度和水町一般会計補正予算（第11号））

○議長（杉本和彰君） 日程第5、承認第4号「専決処分の承認について（平成26年度和水町一般会計補正予算（第11号））」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） ただいま議題となりました、承認第4号、専決処分の承認について、平成26年度和水町一般会計補正予算（第11号）の専決処分について、地方自治法179条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるところでございます。予算書の裏面をご覧くださいと思います。

平成26年度和水町一般会計補正予算第11号は次に定めるところによる。第1条第1項歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億7,310万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ73億3,198万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。平成27年3月31日専決。和水町長 福原秀治であります。

追加の大きな要因は、後刻説明いたしますが、財政調整基金への3億の基金が大きな要因となっておりますが、ほかにもございますので御説明を申し上げます。

まず、第1表歳入歳出予算補正について御説明いたします。

1ページをご覧ください。まず歳入です。第2款の地方譲与税から次のページの第15款の県支出金までにつきましては、交付の額が確定したことに伴います補正でございます。主なものを説明いたします。第1ページの6款地方消費税交付金は2,388万9,000円追加いたしております。これは昨年4月に消費税が、5%から8%に引き上げられたことに伴う交付金の増額でございます。10款が地方交付税8,965万4,000円を追加します。これは交付額が確定したことに伴うものです。

次のページ2ページの14款国庫支出金1,063万5,000円を追加いたしております。これは国庫補助金として928万3,000円が主なものですが、地方創生先行型交付金が主な要因でございます。そして19款、2ページの最下段でございますが、繰越金1億6,293万4,000円を追加する。これは前年度繰越金を追加するもので、財源補正でございます。

そして3ページ、21款町債、490万円減額補正するものです。これは過疎債にかかります事業費が確定したことに伴い、町債を減額するものです。合計いたしまして、歳入合計ですが、補正前の歳入合計70億5,888万2,000円に2億7,310万300円を追加して、補正後の歳入合計を73億3,198万5,000円とする補正であります。

次に歳出について御説明申し上げます。第1表ではちょっとわかりづらいでございますので、資料として添付しております8ページ以降の歳入歳出予算補正事項別明細書にて主なものを御説明をいたします。14ページをお開きいただきたいと思っております。14ページ。14ページの2款総務費、1項総務管理費の3目財政管理費、こちらを3億円追加いたしまして、合計の5億598万4,000円とするもので、財政調整基金に3億円を積み立てるものであります。

次に、2款、同じく2款1項の6目企画費は9万円の減額補正ですが、地方版総合戦略策定事業に係る経費の81万円を追加いたしますけれども、太陽光発電設備の補助金、こちらを90万円減額いたしまして、差し引きの9万円の減額となっているところでございます。

続きまして15ページの4款衛生費、1項保健衛生費は合計で358万9,000円減額補正でございます。減額の主なものは、2目の予防費の乳幼児の個別予防接種の委託料であります。211万4,000円。それから、6目の母子保健事業費の妊婦検診委託料100万円のそれぞれ減額が大きな要因でございます。これは、いずれも接種者数、それから妊婦検診の受診者数が見込みよりも下回ったことに伴うものでございます。

16ページをお開きいただきたいと思っております。16ページの6款農林水産業費、1項農業費を

1,820万8,000円減額いたします。

主なものは、15目有害鳥獣被害対策事業費の1,810万1,000円です。こちらは鳥獣被害防止総合対策事業といたしまして、有害鳥獣捕獲対策協議会に対して交付しております負担金の減額でございます。7款商工費、1項商工費に143万8,000円を追加いたします。このうち1目の商工総務費は486万8,000円を減額します。

これは、和水町の地域雇用創造協議会負担金の減額でございます。2目の観光費は630万6,000円を追加いたします。内訳は、史跡案内に係る音声多言語案内の業務委託1,000万円の追加と、それから、地方創生先行型交付金を充当するものです。

また、土地購入費369万4,000円を減額しております。以上のような追加、または減額によりまして、補正前の歳出合計70億5,888万2,000円に2億7,310万3,000円を追加して、補正後の歳出合計が73億3,198万5,000円となるものでございます。以上予算の歳入歳出について説明をさせていただきました。

続きまして、6ページにお戻りをいただきたいと思います。6ページの第2表、繰越明許費補正について説明をいたします。いずれも追加するものでございます。第2表、合計で1,501万3,000円となります。一番上から順に御説明申し上げます。2款総務費、1項総務管理費事業名が企画事務経費を910万円繰り越しいたします。これは地方版、失礼しました、一桁間違っておりました。91万円でございます。を繰り越します。

これは、地方版総合戦略作成にかかる経費であります。7款商工費、1項商工総務費の事業名が観光施設整備管理事業経費で1,000万円を繰り越します。これは、音声多言語史跡案内業務の委託事業でございます。

3番目の10款教育費、2項小学校費の事業名が菊水中央小学校管理費410万3,000円を繰り越しいたします。これは、中央小学校の北東側ひさしの改修事業を繰り越すものでございます。

続きまして、7ページの第3表、地方債補正について御説明いたします。

上から順に道路橋梁整備事業費でございますが、補正前の限度額9,830万円を20万円減額いたしまして、補正後の限度額を9,810万円に補正をお願いします。

それから、消防施設整備事業を補正前の限度額1,710万円から60万円減額いたしまして補正後の限度額が1,650万円。

それから、住宅用太陽光発電システム設置事業の補正前の限度額490万円から120万円を減額いたしまして、補正後の限度額を370万円。

そして最後に、農地流動化整備推進事業930万円を290万円減額いたしまして、補正後の限度額を640万円とする補正であります。減額分の合計いたしますと490万円で、これは事業費の確定によりまして、地方債の発行額が低減されたものでございます。

以上、専決第4号、平成26年度和水町一般会計補正予算の報告を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉本和彰君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 16ページのですね、15目、有害鳥獣被害対策事業ですけど、負担金の減額とありましたけど、これはちょっともう一度ですね、内容を詳しく説明いただきたいと思います。それと、多分これは電線とかも含まれとつかなと思うんですよ、メッシュもですね。そこで何でここまで下がったのか、計画とこれだけ違うということはですね、そこらへんのところまで説明をいただければなと思います。

○議長（杉本和彰君）

総合支所長 有富孝一君

○総合支所長（有富孝一君） これについてはですね。一旦、町の負担金として当初1,900万ほど負担金として、一旦出しまして、県の交付金あるいは受益者の負担金あたりが入ってきます。その後ハード事業、年間を通してハード事業、それからソフト事業等を行いまして、3月末になりまして、執行額が確定するというので、毎年ですけども、このような大きな額がですね、負担金の返還金として発生するところがございます。一旦、町の予算から負担金として協議会に出して、事業が確定した後、その余りが結局また町に返されるというようなことになってきます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） ついでなんで総事業費と菊水三加和地区、そして後、来年度に向けてですね、このところで今後どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

総合支所長 有富孝一君

○総合支所長（有富孝一君） 当初予算が1,923万9,000円で執行額が結果的に113万7,358円ということで、返還金として今回の1,800万が返還ということですよ。

しばらくお待ちください。26年度の決算としてですね、ソフト事業の方が決算が80万、それからハード事業の方ですね、整備事業の方が1,669万5,134円、歳入だこりゃ、歳出の方ですね、すいません、歳出の方がですねソフト事業の方が84万6,836円。それからハード事業として、1,669万5,134円。それからそのほか、緊急捕獲対策事業ということで93万5,200円。それから事務費等が10万1,714円ということで、全体の決算は1,857万8,884円というようなことになっております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 同じ16ページですけど、観光費ですね。2目の、音声多言語史跡案内ということで、多分追加で上げられてるのかなと思いますけども、全体でいくらこの案内委託に関してかかったのかお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 坂本政明君

○商工観光課長（坂本政明君） 今回やっておりますのは1,000万ですけども、前回補正で361万5,000円を計上させていただいております、全額繰り越しということで事業を進めたいと考えているところがございます。そうです。全額で1,361万5,000円の事業ということで実施したいと考えております。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） という説明であるならば、最初は360万くらいでできるかなと思ったのが1,360万になったということで理解していいんですかね。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 坂本政明君

○商工観光課長（坂本政明君） 当初はですね、361万5,000円ということで、補助がございましたので、それで事業を行いたいと考えておりましたところ、まだ1,000万ですね追加ということで、補助があることが追加・・したので、太い大きな事業としてですね、QRコードを最初考えたんですけども、それ以上の事業を考えていきたいということで、今回ここに上げているところでございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 今の御説明で十分わかりましたけども。最初は、361万5,000円で補助金があったと、追加であったということですね。削減できるところはしっかり削減してですね。またあの地方創生ということで、限られたお金の中でですね、やっぱりせなん部分がいっぱいあるんでよ、はっきり言って、地方創生といってもですね、だけんやっぱ限られたお金だと国からくるお金も限られてると思いますんで、そこらへんはですね、こればかり行くじゃなくてですね、削減できるところはしっかり削減して我々のですね、こうずっと人口減少に差し支っている我が町にとってですね、なくなる恐れのある自治体に挙げられた和水町にとってですね、この地方創生ということは、大変重要な課題であろうと、本当に和水チーム一丸となってですね、していかなければいけない事業だと僕も認識しておりますので、そこらへんはですね、軽減できるところは軽減して行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 坂本政明君

○商工観光課長（坂本政明君） 事業につきましては、精査しながら進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） それではあの、商工観光課に関連しておりますので、16ページの商工費についてお尋ねします。19の負担金補助金交付金が486万8,000円減額となっております。これは、和水町の地域雇用創造協議会の補助金の減額分でございますが、私はこの事業には非常に注目し、

期待をしているわけですが、事業の実態はどうなっているのか、その事業の進捗状況、それから執行状況等について、よければ内容を教えてください。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 坂本政明君

○商工観光課長（坂本政明君） ここに計上してあります、486万8,000円の減額補正ですけども、これにつきましては、当初事業自体がまずお金がないということで、町の方から人件費等の出し変えという形で、出しておったところがございます。その返還金ということで計上させていただいております。

続きまして、事業の内容ですけども、まだ最終的な決算というか報告はまだあっておりませんので、途中経過ということで御報告させていただきます。中間報告ということです。事業にはですね、雇用拡大メニュー、人材育成メニュー、それから就職促進メニュー、というメニューがございます。雇用拡大メニューにつきましては、農業改革6次産業セミナーということを開催しまして、目標の10社に対して45社が参加した状態でございまして、達成率については45%を達成です。全体といたしましては、目標が50社ございまして、そのうちの45社は参加ということで、15年1月23日調査時点では、90%の達成になっております。これが、すいません。

今お答えしましたのは、アウトプットと言いまして事業利用社数、受講された企業の数字でございます。それからアウトカムと申しまして、事業効果、就職された方の人数につきましては、農業改革6次産業セミナーが2名、雇人数が2名ということで、100%の達成になっております。それから人材育成につきましては、農業技術セミナー、食品加工技術セミナー、接客向上セミナーを実施しております。目標といたしましては、合計の60名。有効人数が102名、達成率が170%をアウトカムになってあります。

また、アウトカムにつきましては、目標人数が14名、就職した数が11名の79%の率となっております。就職促進メニューにつきましては、就職応援会と臨時就職相談会を行っております、合計の目標が30名、有効人数が47名で157%のアウトプットになっております。アウトカムにつきましては、就職応援会と臨時就職相談会が2名、就職者数が19名ということで1,450%の率になっているところでございます。

こういう形の現在の事業実施状況でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今の説明で大体了解いたしました。雇用拡大メニューやそれから、事業促進メニュー等々の具体的な事業が活発に推進されているようでございますが、アウトプット関係企業の達成率が45%という数字も出てましたけれども、今の説明で雇人数の実数あたりも出されまして、19名等々の数字も出ておりますが、要するに本事業は、雇用をいかに促進していくかという大きな事業になっているかと思っておりますけども。

当初の人員雇用計画ですね、示されました人員雇用計画と比較いたしますと、もう一度確認いたしますが、その達成率を教えてください。現在の状態で結構です。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 坂本政明君

○商工観光課長（坂本政明君） 全体的な事業といたしましては、アウトプットが達成率が139%、アウトカムが全体で139%という数字があがっている、現在といいますか1月23日付であがっている数字でございます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

1番 生山敬之君

○1番（生山敬之君） 説明の中で金額が少なかったのではなかったと思いますけども、16ページの林業振興費、6款ですね、減額補正284万6,000円、林道蜻浦線の未登記処理委託料100万円、工事費、請負費141万8,000円、森を育てる間伐利用推進事業補助金42万8,000円、これが実施できなかった理由をお聞かせください。

○議長（杉本和彰君）

総合支所長 有富孝一君

○総合支所長（有富孝一君） まず、委託費の100万円の減額ですけれども、これについては、林道蜻浦線の未登記処理のための予算でございましたが、当初100万見込んでおりましたが、結果的には未登記処理の必要がなかったということで、全額減額補正ということになりました。

それから、次の工事請負費の141万8,000円の減額ですけれども、本来ですならば3月議会ですすね、補正を組むべきところでしたけれども、中吉地地区とすすね、上岩地区に林道を整備いたしましたけれども、中吉地地区の工事関係がすすね、3月ぎりぎりいっぱい工期がかかったということで、今回の専決処分ということになってまいりました。この残額については、事業の残ですすね、予算に対する事業残ということで、今回141万8,000円の減額補正ということになりました。それから次に、負担金補助及び交付金ですけれども、これについては森林組合が主体となっておりますけれども、間伐材の供給安定化緊急対策事業の一環ということで、事業の確定が3月ということで、今回の補正ということになりました。ちなみに、この42万8,000円の歳出の減額補正ですけれども、歳入の方でも12ページのところで21万4,000円の県補助金の減額も合わせてお願いしているところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

1番 生山敬之君

○1番（生山敬之君） ありがとうございます。未登記処理委託料、登記の必要がなかったというのは実際やってみたら地主、持ち主さんの登記は済んでいたということで理解してよろしいですか。

○議長（杉本和彰君）

総合支所長 有富孝一君

○総合支所長（有富孝一君） 継続的、まだなかなか登記ができないものがいっぱいあるということで、この未登記の処理がすすね、26年度できなかったということで、今後も引き続いてこれにあたっていくというようなことでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 林業振興のためには、林道開設が必要不可欠となってきますので、今後とも未登記、なかなか、処理が難しいとは聞いてますけども、積極的な地主さんとの交渉をよろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決します。この採決は、起立によって行います。

承認第4号、専決処分の承認について、平成26年度和水町一般会計補正予算（第11号）は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。40分から再開します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時41分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 承認第5号 専決処分の承認について

（平成26年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号））

○議長（杉本和彰君） 日程第6、承認第5号「専決処分の承認について（平成26年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号））」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 山下 仁君

○税務住民課長（山下 仁君） それでは、承認第5号、平成26年度和水町国民健康保険事業会計補正予算第3号について地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決する処分が、する必要がありましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。それでは、平成26年度和水町国民健康保険事業会計補正予算第3号について説明します。

1 ページめくってください。第 1 条に歳入支出予算の補正ですけども、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出予算それぞれ3,971万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,490万8,000円とするものでございます。なお、今回の補正は決算見込を元にした補正でございます。特に歳出の方は不用額のということで、減額が中心となります。

それでは、事項別明細の 7 ページの方をご覧ください。主なものを説明してまいりたいと思います。まず、第 1 款国民健康保険税は、一般被保険者及び退職被保険者等の国民保険税を合わせて全体で762万1,000円の減額です。3 款国庫支出金、1 国庫負担金ですけども、1 目の療養給付費等負担金、2 目の高額医療費共同事業負担金、3 目の特定健診審査等負担金、合わせて3,010万2,000円の増額です。

8 ページにまいります。同じく国庫支出金で、国庫補助金ですけども、第 1 目の財政調整交付金、3 目の高齢者医療制度円滑運営事業補助金ともに減額となりまして、合わせて1,918万9,000円の減額補正です。それから、なかほどの 4 款の療養給付費等交付金ですけども、4,376万1,000円の減額です。それから、6 の県支出金ですけども、下の方になりますが、1 目の高額医療費共同事業負担金、3 目の特定健診健康診査等負担金、合わせて28万円の増額となっております。

9 ページにまいります。2 目の県補助の財政調整交付金ですけども、363万5,000円の増額補正です。それから、9 款の繰入金ですけども、一般会計繰入金が31万6,000円の増額。それから国保財政調整基金からの繰り入れが1,301万1,000円の増額です。それから10款にまいります。繰越金ですけども、1,582万3,000円減額させていただいております。

次に歳出にまいります。10ページをご覧ください。

2 款の保険給付費でございます。1 目の一般被保険者療養費給付金、それから2 目の退職被保険者と療養給付金ともに1,400万ずつの減額です。それから、保険給付費です。1 目の一般被保険者高額医療費、2 目の退職被保険者等高額医療費、それぞれ300万、150万の減額です。それから、次のページにまいります。中ほどの 5 の老人保健拠出金ですけども、100万円全額減額です。それから11ページの一番下ですけども、保健事業費で特定健康診査等事業費が150万減額しております。それから、12ページですけども、疾病予防費を100万減額しております。それから最後の直営診療施設勘定繰出金のところが331万円、減額させていただいております。

以上で、承認第 5 号和水町国民健康保険事業会計補正第 3 号についての専決処分についての説明を終わります。御審議の上御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はありますか。

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 9 ページの、1 目基金繰入金ということで、補正が1,301万1,000円ということで、合計の昨年度に関しまして、1 億3,000万の基金の取り崩しということになっていきます。2 億だったかなと思いますけど、2 億から 1 億3,000万基金の取り崩しということで、今後、そこで間違っていないか、お答えいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 山下 仁君

○税務住民課長（山下 仁君） はい。いわゆる25年度末の基金の現在高というようなことだろうと思いますが、千円単位で申し上げますと、2億746万8,000円でした。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） これも見直しをしなければいけないという状況の中で、私も国保運営委員会ですかね。在籍しております、町長にたびたび言いますが、町長の公約の約束の中で、町民との皆さん方との約束の中で一時的には、軽減するような方向性もということでもあります。

また、私も町民の皆さん方に軽減ができることがあれば、軽減をしていただきたいと思いますし、ただ国民健康保険にかたってる方と社会保険にかたってる方ですね。一般財源をどれだけ投入していいかということは、しっかり考えなければいけないですよ。これは。その中で、検討をされたのかされてないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） この部分につきましても、具体的に担当課長とすりあわせをするという部分にいまのところは甘んじております。今後の御助言等々、お力添えをお願いします。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 町長は本当に町民の皆さん方との約束を、どういうふうに受け止められているのかと、僕は不思議でたまらんとですよ。この前、辞職勧告決議案のことで、共産党の笹淵議員が、なしくずしだということに対しまして、抽象的だということですけども、僕はなんら抽象的と思わないんですけども、抽象的ですかね。その部分をお答えしていただきたいと思います。

しっかり、やっぱり約束は約束なんです。それで検討もしていないと、それに対してどういう国、県からペナルティがあるのか、交付税に頼ってる73億のうち、昨年度で、その中で20%ぐらいしか自主財源がない中で、これをしたことによってどういうふうになるのかぐらい調べとかんで約束をなんと思ってるんですかと言いたいわけですよ。僕はですね。しっかり検討していただいて、できなかつたらできなかつたですよ。ちゃんと説明責任をしなければおかしいでしょ。約束です。しっかり守っていただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 今後検討してまいりますので、特に厚生常任委員会として、御助言お力添え等々をお願いいたします。お願いいたします。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決します。この採決は起立によって行います。

承認第5号、専決処分の承認について、平成26年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。したがって承認第5号は、承認することに決定しました。

日程第7 承認第6号 専決処分の承認について

(平成26年度和水町介護保険事業会計補正予算(第3号))

○議長(杉本和彰君) 日程第7、承認第6号「専決処分の承認について(平成26年度和水町介護保険事業会計補正予算(第3号))」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長(今村裕司君) はい。承認第6号、専決処分の承認について、平成26年度和水町介護保険事業会計補正予算第3号について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、次のとおり報告し、承認を求めるものでございます。補正予算書をご覧ください。

専決第6号、平成26年度和水町介護保険事業会計補正予算書につきまして、説明いたします。表紙の裏面をお願いします。

平成26年度和水町介護保険事業会計補正予算(第3号)、平成26年度和水町の介護保険事業会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,288万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,929万円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成27年3月31日専決。和水町長福原秀治です。

補正の内容につきまして、歳出の方から御説明申し上げます。予算書の最後のページ、6ページをお願いします。第2款介護給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費を2,400万円減額し、4億9,893万5,000円としております。その内訳は、19節負担金補助及び交付金の通所介護及び特定施設入所者生活介護それぞれ1,200万円減額してあります。これはデイサービスを利用される通所介護と、介護付有料老人ホーム等を利用される特定施設入居者生活介護の給付費が、当初見込みより利用者の平均利用単価、回数が減少したための減額補正となります。

次に第3目の地域密着型介護給付費を561万7,000円増額し、8,894万5,000円としております。その内訳は、19節負担金補助及び交付金の認知症対応型共同生活介護を561万7,000円増額してあります。これは、施設介護サービス給付事業の介護老人福祉施設であった施設が、平成26年度途中において、その施設の一部が地域密着型介護サービス給付事業に指定が変更されたことに伴い、こ

の地域密着型介護サービス事業の認知症対応型共同生活介護の給付費が増額となったため、増額の補正をしておるところでございます。

次に5目の施設介護サービス給付費ですが、3,000万円を減額し、5億7,890万4,000円としております。その内訳は、負担金補助及び交付金の介護老人福祉施設を1,500万円。介護老人保健施設を1,000万円。介護療養型医療施設を500万円それぞれ減額しております。これも当初見込みよりそれぞれの施設の利用者の平均利用単価及び平均利用回数が、減少したための減額補正となっております。

続きまして、同じく介護給付費の2項の介護予防サービス等諸費の1目介護予防サービス費を、サービス給付費を300万円減額しまして、6,547万6,000円としております。その内訳は、19節負担金補助及び交付金の介護予防特定施設入居者生活介護300万円減額してます。これも当初見込みより利用者の利用回数及び利用単価が低かったための減額となります。

次に、同じく2款の介護給付費の5項、高額医療合算介護サービス等費の第1目高額医療合算介護サービス費を150万円減額し、600万円としてます。その内訳は、負担金補助及び交付金の高額医療合算介護サービス費を150万円減額しております。これも当初見込みより該当者が少なかったための減額となります。歳出の補正につきまして、主に決算見込みをみましての減額補正となります。以上が歳出の補正となっております。

続きまして歳入について説明申し上げます。5ページをお願いします。歳入につきましては、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の1節繰越金の前年度繰越金を5,288万3,000円減額し、22万7,000円として、歳出の財源調整としまして、前年度繰越金を充当しているところがございます。

以上で承認第6号、専決第6号、平成26年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）の専決処分についての説明を終わります。以上です。

○議長（杉本和彰君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第6号、専決処分の承認について、平成26年度和水町介護保険事業会計補正予算第3号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって承認第6号は承認することに決定しました。

日程第8 承認第7号 専決処分の承認について

(平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算(第4号))

○議長(杉本和彰君) 日程第8、承認第7号「専決処分の承認について(平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算(第4号))」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 堤 一徳君

○病院事務部長(堤 一徳君) それでは、承認第7号専決処分について、御説明申し上げます。専決第7号、専決処分書、平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算(第4号)について地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする必要がありましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めます。

予算書の1枚目をめくってください。平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算(第4号)、総則第1条、平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。第2条、平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計予算、以下予算という。第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。収入、第1款病院事業収益、第1項医業収益8億334万6,000円。補正額40万7,000円の減。計の8億291万9,000円。支出、第1款病院事業費用、第1項医業費用8億8,368万、補正額△42万7,000円。計の8億8,325万3,000円とするものです。すみませんが、4ページをお願いします。収入の方から御説明申し上げます。1款病院事業収益、1項医業収益、6目他会計補助金、補正前120万8,000円。補正額△42万7,000円。補正後の額、85万3,000円。節、他会計補助金で△42万7,000円です。他会計補助金の減額ということで、これは救急患者受入態勢支援事業補助金というのを国民健康保険事業会計の方からいただいておりますが、その部分が確定しまして、当初128万円と見積もっておりましたが、最終的には85万3,000円となりましたので、その減額42万7,000円を行っております。それに伴いまして、次ページを開けていただきまして、1款病院事業費用の1目、1項医業費用3目経費の節6の燃料費を42万7,000円減額し、歳入歳出を合わせているところでございます。

以上で、専決第7号、平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算(第4号)について専決処分についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長(杉本和彰君) これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第7号、専決処分の承認について、平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算第4号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって承認第7号は、承認することに決定しました。

日程第9 議案第39号 平成27年度和水町一般会計補正予算(第1号)

○議長(杉本和彰君) 日程第9、議案第39号「平成27年度和水町一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長(高木洋一郎君) ただいま議題となりました、議案第39号、平成27年度和水町一般会計補正予算第1号につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。予算書の裏面をお開きいただきたいと思います。平成27年度和水町の一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条、第1項歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ123万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ62億7,691万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年6月1日提出。和水町長福原秀治であります。第1表の歳入歳出予算補正について説明を申し上げます。2ページをお開きください。最下段の歳入の部ですけれども、最下段の19款繰越金、1項繰越金に123万6,000円を追加し、補正後の歳入合計金額が62億7,691万6,000円とするものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。歳出ですが、6款農林水産業費、1項農業費に123万6,000円を追加をお願いをするものでございます。

説明を続けますが、9ページを、資料として添付しております9ページをご覧いただきたいと思います。6款農林水産業費、1項農業費、9目土地改良事業費に返還金が生じたので、その123万6,000円を追加したいと存じます。これは平成25年度団体営農業農村整備事業を平成26年度に繰り越しをいたしまして、事業を執行したところでございます。当該事業の完了に伴いまして、熊本県を経由して国に補助金の概算請求を行ったところでございますが、補助金交付額と執行額との間に123万6,000円の差が生じたことから、償還するための補正をお願いするものでございます。

以上、平成27年度和水町一般会計補正予算(第1号)について説明をさせていただきました。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長(杉本和彰君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番(杉村幸敏君) この前の123万ということで説明を受けました。その時にこれは、返還をしなければいけないということであったようでございますが、この全体の総額は大体いくらだ

ったわけですか。総額。この事業の総額。

○議長（杉本和彰君）

総合支所長 有富孝一君

○総合支所長（有富孝一君） この事業については、4つの地区での事業でございまして、合計しまして、事業費の当初割当額としまして、3,570万ということでございます。そのうち執行額が3,368万9,736円ということで、今回、224万円。そのうちの県支出金の方について、国の方に返すわけですが、123万6,000円が返還の必要がでてきたということでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 123万6,000円ですか。これは返還をしなければいけないということで、これはどうしても、やっぱりそういう国の完全にこっちの方の事務の間違いということでしょう。でいいですか。この前の、前回の時も国保は5,000万の返還をしなければいけないということで、また次いで123万7,000円。もう少し仕事に、やっぱり緊張感を持ってやってもらわんといかんと思います。この前にも新聞に載りましたので、「なんかいたこら」という意見も聞きますので、今回また123万6,000円ですか。そういう数字がでてきますと、大変、町民の方はやっぱり不信をもたれますので、町長こころへんを、特にやっぱり緊張感をもって仕事を、プロですから。そういうことでやってもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御発言のとおりでございます。重々心して対処してまいりたいと、そういうふうに思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第39号、平成27年度和水町一般会計補正予算第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第10 報告第1号 平成26年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（杉本和彰君） 日程第10、報告第1号「平成26年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。本案について、説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 報告第1号、平成26年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、報告をいたします。平成26年度和水町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条の第2項の規定によりまして、報告するものでございます。平成27年6月1日提出和水町長福原秀治です。1枚めくっていただいて、横長の表で御説明を申し上げます。上段から順に御説明いたします。

2款総務費、2項総務管理費、事業名は、企画事務経費でございます。金額が979万8,000円を全額繰り越します。これは地方版総合戦略策定業務にかかる経費であります。同じく2款2項の小さな拠点形成事業、1,047万4,000円。これも全額を繰り越します。これは公共交通網の構築事業にかかる経費でありまして、地方創生の先行型交付金の関連事業でございます。3番目の6款農業農林水産業費の2項林業費、事業の林業振興事務費、1億7,710万円も、全額繰り越しをいたします。これは、緑の再生プロジェクト促進事業に関する経費でございます。地域木材の利用拡大のための民間事業者への支援補助金であります。4番目の7款商工費、7項商工費の事業名が商工総務事務経費、3,001万円。これも全額を繰り越します。これはプレミアム商品券の発行にかかる経費でございます。5番目の道の駅地方創生拠点化事業経費246万2,000円、こちらも全額を繰り越します。これは道の駅再生計画策定にかかる経費でございます。同じく6番目の観光施設整備管理事業経費、1,361万5,000円を全額繰り越します。これは先ほどの専決のところでも議題にのぼりましたが、音声多言語史跡案内事業にかかる経費でございます。7番目の8款土木費2項道路橋梁費、事業名が江田高野線整備事業費で、事業費が7,198万2,000円のうち、2,218万7,000円を繰り越すものであります。これは江田高野線の整備に伴いまして、相続等にかかる司法の委託料ですとか、土地購入費の補償費等を繰り越すものでございます。8番目の10款教育費、1項教育総務費、事業名が学校統合建設事業、事業費総額1億7,714万円のうち、3,140万6,898円を繰り越すもので、これも3月定例会の折の繰越明許補正にかかる案件です。これは、番城グラウンドの西側埋立事業にかかる経費であります。9番目の10款2項小学校費、事業名が菊水中央小学校北東側ひさし改修工事の140万3,000円。こちらも全額を繰り越すものでございます。410万3,000円であります。合計いたしまして、総事業費4億9,668万4,000円のうち、翌年度に繰り越します金額、3億115万6,098円を繰り越すものでございます。

以上、繰越明許費の繰越計算書について説明をさせていただき、御報告とさせていただきます。以上です。

○議長（杉本和彰君） 本案について質疑はありますか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） はい。先ほどの一般会計補正予算書の123万6,000円ですよ。それもこの中にはいらにゃいかんとじゃなかですか。25年度の事業を繰り越して26年度で実施してるわけでしょ。おもしろとるわけでしょ。計算書は123万6,000円余るはずですよ。ならここに載せないとじゃなかですか。整合性が全然なかごつなるよ。受入れは国の補助金でしてるわけでしょ。あとは一般財源に繰り入れとるわけでしょ。123万6,000円は。だけん一般財源から123万6,000円

の補正ば、組んだるわけでしょ。繰越金で。そぎゃんせんと前からの整合性が全然でてこんとじゃないとですか。私はそう思いますけれど。それとあと一つですよ。この資料の書き方ですよ。財源内訳、この未収特定財源で書いてあるじゃないですか。横のもう既に収入特定財源ですたいね。これもこの内訳の中を書くべきじゃないかと私は思います。書いてほしいです。これは要望ですけれどですね。その2点です。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 今10番議員から御指摘いただきました件に関して、123万6,000円の件ですけれども、判明いたしましたのが、4月1日以降でありまして3月の締めの段階では、まだ実績報告というのは、翌年度に4月以降に報告をいたしました。

その折に過受領が判明いたしまして、それで今年度の予算で償還をするということで、県との協議も済ませて、それで27年度の予算として計上をさせていただいたところであります。

それから、繰越計算書ですけれども、大変申し訳ございません。書式が決まっております、未収入特定財源の部分の説明が足りなかったという御指摘だと思いますけれども、例えば林業振興事業経費につきましては、これは国、県の支出金1億7,710万円が、まだ特定財源として入っていないというふうに、これは読むことができるかと存じます。

(.....)

私の勘違いをしていたようでございます。もう一度検討させていただきたいと存じます。

○議長（杉本和彰君） 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第1号、平成26年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

日程第11 閉会中の継続調査について（各委員会）

○議長（杉本和彰君） 日程第11、閉会中の継続調査についてを議題とします。各委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました閉会中の継続調査申し出書一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

平成27年第3回和水町議会臨時会を閉会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

閉会 午後0時27分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員